

町民総参加による『町をきれいにする日』

12月12日(日)

環境美化一斉行動の日として 町内の一斉清掃を実施します

「ポイ捨てごみ」などの一斉清掃にご協力ください

毎年、町民の皆さま方のご協力により実施しております一斉清掃を今年も左記の日程で実施いたしますので皆さま方の積極的なご参加をよろしくお願いたします。

- 期日 12月12日(日)
- 場所 町内一円



内容

- 清掃するごみの種類
空き缶、空きビン、燃えるごみ等
- ごみ袋の配布
地区の保健衛生委員さんを通じてごみ袋を配布します。
- ごみの回収
地区で決められた場所に収集してください。
- お願い
家庭からのごみ及び事業所からのごみは絶対出さないでください。

ご協力ありがとうございました！

平成22年国勢調査のお知らせ



2010 国勢調査

10月1日を基準日に実施されました国勢調査につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございました。提出いただいた調査票は、総務振興

課にて審査整理しており、提出・記入もれなどの確認を行っております。調査票の提出等で確認できなかった世帯には、総務振興課より電話連絡等で確認させていただきます。調査票の提出がお済みでない世帯は、至急、氷川町国勢調査実施本部(まちづくり情報銀行内)へ郵送用提出封筒などで、ご提出いただきますようお願いいたします。調査票が届いていない場合は、恐れ入りますが総務振興課まで、至急ご連絡をお願いします。

ご協力をお願いします！

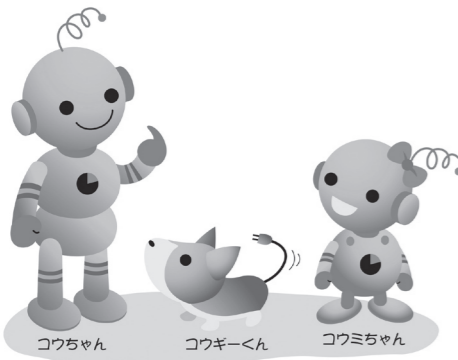
平成22年工業統計調査実施のお知らせ

12月31日を基準日に平成22年工業統計調査が全国一斉に行われます。

調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる「製造業」に属する事業所になります。

12月中旬から来年1月にかけて担当調査員がお伺いしますので、調査票記入へのご協力をお願いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。



ぜひご利用ください！

電気式生ごみ処理機の購入費助成

町では、一般家庭から排出される生ごみの減量および堆肥化による有効利用を促進するため、電気式生ごみ処理機購入費の一部を助成しています。

処理機購入の申し込み

助成金の交付を希望される方は、処理機の購入前に役場町民環境課・宮原振興局総務振興課に備え付けの事前申込書に必要事項を記入のうえ提出してください。

申し込み内容を審査のうえ、助成金交付予定者には「電気式生ごみ処理機購入承諾書」でお知らせします。必ず事前申し込みを行い、承諾書を受け取った後、購入してください。

- ◆受付期間
平成23年3月11日(金)まで
- ◆助成基数
50基(残り数あり)
- ◆交付対象者(次の条件を満たす方)

- 町内に住所を有し、かつ、居住している方
- 一般家庭において電気式生ごみ処理機を設置する場所を確保している方
- 自己の責任において電気式生ごみ処理機を適正に維持管理できる方
- 堆肥化された生ごみを自ら適正

に処理できる方

- 氷川町内の販売店から購入できる方
- 町税等を完納している方(世帯員を含む)

◆助成金の額

電気式生ごみ処理機購入金額(消費税含む)の2分の1以内で上限25,000円(購入費には電源工事代や別売品、処理機の配達費用は含まれません。)

なお、100円未満の端数が生じた場合は切り捨てた金額になります。



お問い合わせ先
氷川町役場 町民環境課 町民環境係
☎52-15851

ありがとうございます！

「ふるさと氷川応援寄附金」

「氷川町のために役立ててください」と、ふるさと氷川応援寄附金(ふるさと納税)をいただきました。

皆さまの厚意による寄附を町の発展のために有意義に活用していきます。

【寄附くださった方】

○匿名希望 様(東京都)
ふるさと納税制度は、「ふるさとを大切にしたい」「ふるさとの発展に貢献したい」という方などが、現在お住まいの自治体へ納税している個人住民税の一部を、ふるさとの自治体へ寄附という形で納税することができる制度です。

生まれ育ったふるさと、家族がいるふるさとへの想いをお伝えいただき、

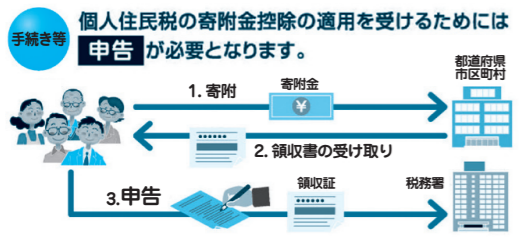
町ではより一層魅力ある「ふるさと氷川」づくりに努めてまいりたいと思っております。

氷川町ホームページにもふるさと寄附のページを設けておりますので、町外にお住まいのご家族やご友人の方などに制度のPRや寄附の呼びかけをお願いいたします。

多くの皆さまのご支援をお待ちしております。

◆寄附金の税制上の優遇措置◆

- ◇地方公共団体へ5千円を超える額の寄附をされた場合、5千円を超える部分について、所得税と個人住民税を合わせて控除が受けられます。
- ◇税額の控除をお受けになるためには、所得税の確定申告(翌年の3月15日までに最寄りの税務署又は市区町村にて)を行う必要があります。
- ◇控除額の上限は、翌年度に課税される個人住民税所得割額の1割程度です。
- ◇氷川町民の方が氷川町に寄附された場合も、同様に税額控除の対象になります。



個人住民税の寄附控除を受けるためには、毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意して下さい。

※個人住民税の寄附控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に簡易な申告書による申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意下さい。

お問い合わせ先
氷川町役場 総務財政課 財政係 ☎52-7111